

「高社山麓・千曲川下流域景観育成重点地域景観計画」の変更に対して県民の皆様からお寄せいただいたご意見等

- 1 意見募集期間
平成 23 年 12 月 22 日（木）から平成 24 年 1 月 20 日（金）まで
- 2 意見の総数
1 件
- 3 お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する県の考え方

No	お寄せいただいたご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>「街並み」等の一区域的な景観であれば市町村でもなんとか対処出来るかもしれませんが、「山麓」等の広域的な景観については県でなければ担うことは絶対に不可能です。</p> <p>このため景観法でも県が景観行政団体をやりなさいと言っているのです。</p> <p>山麓等の景観行政を、それぞれ地元市町村が市町村毎バラバラと担うことは非常に危険ですし、そもそも町村にはそんなノウハウもなく、おそらく専任の係さえ設置できないでしょう。とても無理です。また、本当の意味の景観には市町村の区域という概念は存在しないのです。</p> <p>いままでも県は安易に同意をして失敗してしまいましたが、信州の景観行政を担う覚悟を県にはしてもらいたい！！</p>	<p>景観法における制度の趣旨等から、基礎的自治体である市町村が景観育成の中心的役割を担うことが望ましく、山ノ内町が景観行政団体となることにより、地域景観の特性に応じたきめ細かな景観行政が行われるものと考えております。</p> <p>県は、広域的な景観育成が支障なく整合的に行われるよう、地域景観協議会等を通じて市町村との連絡調整を行うとともに、市町村が行う景観育成の取組みに対して、技術的助言等の支援をしてまいります。</p>